

【令和4年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業

（プラットフォーム支援員による体制強化）】

概要レポート 第16回：EUにおける輸送中のアニマルウェルフェアの規則改正案



Eurovision & Associates

2024 年 2 月

動物の輸送におけるアニマルウェルフェアの規則案

はじめに：欧州委員会は 2023 年 12 月 7 日、輸送中のアニマルウェルフェアの保護を目的とした規則案とペットとして取引される犬や猫に関するアニマルウェルフェア保護とトレーサビリティ確保を目的とした規則案を発表した。前者に関し、現在適用されている規則は、動物の輸送におけるアニマルウェルフェアに関する規則（EU）1/2005 であり、同規則に関して一部改正はあったものの、基本的な規則の枠組みは、策定以来 20 年が経過している¹。今回発表された規則案が施行開始されると、約 16 億頭にも及ぶ EU 域内に入域する動物と EU 域外へ輸送される動物の輸送中のアニマルウェルフェアが改善されることになる²。よって、本稿では特に、動物の輸送におけるアニマルウェルフェアの規則案の動向に焦点を当てて報告することとする。尚、今回発表された上記二つの規則案は、欧州グリーンディール、農場から食卓まで（Farm to Fork Strategy）戦略に沿うものである³。

現行の動物輸送時のアニマルウェルフェアに関する規則：規則（EC）1/2005 は、EU 加盟国内における動物の輸送について規定するものである。同規則は、輸送業者、輸送設備、手続きに対する要件を定めている。これによりアニマルウェルフェアを重視し、輸送中における動物に対する負担を最小限に抑えることを目的としている。同規則は、2007 年 1 月の施行以来、EU 域内外における輸送中の動物の人道的扱いを保証している⁴。主な規定は以下の通り⁵。

1. 動物への苦痛を最小限に抑え、動物輸送に関する訓練を受けた職員の同伴
2. 動物に苦痛を与えないように設計された車両の使用
3. 事業者による移動計画の事前立案、管轄当局より長距離移動の許可取得の義務化
4. 定期的に輸送事業者はアニマルウェルフェアのチェックを行い、輸送動物に対し、水、食料、休息を提供し、十分なスペースを確保
5. 管轄当局は、車両の検査、輸送業者の認定、抜き打ち検査の実施により、規則の遵守を確認
6. 緊急事態や規則不遵守が発覚した際、管轄当局の事業者に対する輸送停止命令などの介入を許可

また、実施規則（EU）2023/372 は、同規則をさらに補完し、動物の海上輸送における公的管理の記録や緊急時対応計画の策定義務といった特定の側面に対処している。

規則（EU）1255/97 は、最低 12 時間は動物が休息する専用のコントロールポスト（Control post）の規則を定めており、EU 域内の長距離輸送におけるアニマルウェルフェアを保障するものであ

¹ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_6251

² https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_6251

³ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_6251

⁴ <https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/eu-rules-on-the-protection-of-animals-during-transport.html>

⁵ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:f83007>

る⁶。同施設は、定期的に検査され、厳しい衛生基準とインフラ基準を満たし、訓練を受けた職員によって運営されている。輸送される動物は健康状態に応じて別々に収容され、違反があれば管轄当局は同施設の運営を停止することができる。同施設から輸送を再開する際に、認定を受けた獣医師による動物に対する健康状態の確認が義務づけられている。

2023 年 12 月に発表されたアニマルウェルフェアに関する規則案：2023 年 12 月に発表された二つのアニマルウェルフェア関連の規則提案のうち、輸送中のアニマルウェルフェアに関する COM/2023/770 は、上述の規則（EU）1255/97 を改正し、規則（EU）1/2005 を廃止することで、アニマルウェルフェアの向上、持続可能な食品生産の支援、市場運営の合理化を目的としている。COM/2023/770 は、上述の規則（EU）1/2005 にて制定された主な規定は踏襲されている⁷。これに加えて、本提案では史上初の、水生動物の輸送に関する具体的な規定が盛り込まれている。他にも、輸送時間の上限設定や、厳しい温度下での輸送環境と輸送時間の制限、輸送時の収容スペースを動物毎に設定するなどといった細かな内容が追加された⁹。同規則提案の主な内容については、欧州委員会が公表している Q&A に以下の通りまとめられている¹⁰。尚、本規則案の輸送条件は発行から 5 年間の準備期間が設けられている¹¹。

移動時間の制限
・と畜目的の動物輸送は、最長 9 時間の輸送までに設定。（と畜場がこの範囲にない場合、延長が可能） ・その他の動物の場合、輸送時間の上限 21 時間（10+1+10）を設定。移動開始から 10 時間経過後に少なくとも 1 時間の休息（車両から下ろす必要はなし）。21 時間経過後には対象動物を車両から下ろし、24 時間の休息を設け、動物には餌と水を与えなければならない。 ・24 時間の休息後、さらに 21 時間の輸送が許可されている。 ・これらの輸送制限時間は、海上輸送に費やされる時間は含まなくてよい。（食事のインターバルは海上輸送であっても適用）
スペースの拡大
・EFSA の勧告に従い、体重と動物種に応じた最低限の収容スペースを確保
輸送基準の強化
・より厳格な海上での輸送に関する安全基準の設定とアニマルウェルフェア研修を受講した職員の帯同を義務化 ・陸路および海上輸送のための独立監査や TRACES による認証システムを導入

⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:f83008>

⁷ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32005R0001>

⁸ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:57d664d4-94df-11ee-b164-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF

⁹ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:57d664d4-94df-11ee-b164-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF

¹⁰ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_23_6252

¹¹ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:57d664d4-94df-11ee-b164-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_2&format=PDF

温度による輸送時間、タイミングの規制

- ・気温が 25～30℃の場合の輸送時間の上限（9 時間）を設定
- ・日中の気温が 30℃を超える場合は夜間のみの輸送を許可
- ・夜間の気温が 30℃以上の際、熱によるストレスを防ぐために最低限の収容スペースより広いスペースを確保
- ・気温が 0℃以下での輸送時は、屋根付き車両と防風対策を備えた輸送機械の使用を義務づけ
- ・気温が 5℃以下の場合の輸送時間の上限（9 時間）を設定

COM/2023/769 では、ペットとして扱われる犬や猫のアニマルウェルフェアの向上を目的としており、①繁殖場に関する規定と管轄当局による施設の検査、②繁殖場や保護施設、ペットショップにおける動物の最低限の居住環境を規定、③マイクロチップによる犬や猫の取引トレーサビリティの確保が規定されている¹²。

これらの規則案は、EU の動物衛生に関する政策枠組み¹³、トラック運転手規則（規則（EU）561/2006）¹⁴、科学的用途のアニマルウェルフェア規則（指令（EU）2010/63）¹⁵などの EU 法との整合性が確保されている。

利害関係者の見解：2021 年から 2022 年に欧州委員会が実施したパブリックコメントの結果によれば、回答者の 9 割超に相当する EU 市民は、動物輸送時間短縮と食肉用動物の第三国への輸出禁止を支持し、離乳していない動物の輸送に反対を表明している。アニマルウェルフェア NGO も輸送時間制限、輸出禁止、技術による監視強化を要求し、弱い立場にある動物の保護と EU 加盟国間での統一された罰則の必要性を訴えている。事業者は動物毎の輸送条件を優先した規則実施にあたってのルールと技術的解決策の改善を求めている。各国当局は全面的な輸出禁止には反対しているが、脆弱な動物に対する規制強化と最長渡航時間は支持し、EU 間でのデータ交換を目的としたデジタルツール導入も支持している^{16 17}。

アニマルウェルフェアの向上に取り組む Eurogroup for Animals は、動物輸送中のアニマルウェルフェアに関する既存の規則が時代遅れであり、早急な包括的更新が必要であると主張している。同団体は、欧州委員会が、輸送中の動物への苦痛を最小限に抑えるだけでなく、充実した生活を送れるようにするという社会の期待との乖離を認識していることを支持している。一方で、同団体は、EU 域外への動物輸出における事業者による規則不遵守について懸念を示しており、事業者による規則遵守を管理するシステムの導入を訴えている¹⁸。

¹² https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:c16e01a8-94d9-11ee-b164-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF

¹³ https://food.ec.europa.eu/animals/animal-health_en#:~:text=The%20EU%20animal%20health%20policy,companionship%2C%20entertainment%20and%20in%20zoos

¹⁴ https://europa.eu/youreurope/citizens/work/work-abroad/rules-working-road-transport/index_en.htm

¹⁵ https://environment.ec.europa.eu/topics/chemicals/animals-science_en

¹⁶ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12950-Animal-welfare-revision-of-EU-legislation/public-consultation_en

¹⁷ https://commission.europa.eu/cc-events/eu-animal-welfare-today-tomorrow-2021-12-09_en

¹⁸ <https://www.eurogroupforanimals.org/news/its-official-existing-eu-animal-welfare-laws-are-not-fit-purpose-and-need-radical-overhaul>

農業団体 Copa Cogeca は、欧州委員会が提案した動物輸送規則の改正案に懸念を表明した。同規則案は家畜の輸送における最低年齢引き上げや所要時間の上限設定などの規定に対して、農家の経営や農村地域の持続可能性に大きな影響を与える可能性があるとしている。Copa Cogeca は、技術的な改善点は認めつつも、特定の加盟国に対する差別や混乱が生じる可能性を強調し、欧州議会と EU 理事会に対し、科学的根拠に基づいた、実施可能で差別のない規制の実現を求めている¹⁹。

結びに代えて：輸送中のアニマルウェルフェアに関する現行規則は、監視技術の発展や社会的な要請に応えられていないとして、アニマルウェルフェア団体からは規則刷新を求める声が上がっている。欧州委員会が今回提案した新規則案は、TRACES NT といった最新技術の採用を想定している。アニマルウェルフェア団体は、最新技術の使用は支持する一方、より各動物に合わせた基準の必要性を主張している。EU は、本提案にて、輸送時の動物の収容スペースは体重や動物種を基にしており、これ以上の対応については、科学的根拠や輸送事業者の負担など様々な視点から総合的に実施可否を判断することとしている。

以上

¹⁹ <https://copa-cogeca.eu/Flexpage/DownloadFile/?id=13475003>